

第2期富山市子ども・子育て支援事業計画策定に係る ニーズ調査の実施について

資料4

1 目的

子ども・子育て支援法にて市町村が5年ごとに策定することとされている「子ども・子育て支援事業計画」について、平成32年度を始期とする第2期計画を策定するため、地域における子育て家庭の生活実態や子育て支援事業の利用意向等について調査するもの。

2 調査の概要

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するとともに、第1期計画策定時と現在の状況を比較、検証するため、前回調査と同規模、同程度の調査を実施する。

(1) 調査対象

- ・未就学児童（0～5歳児） 7,500人（抽出割合39.1% 7,500人/19,168人）
- ・就学児童（小学校1～6年生） 2,500人（抽出割合12.3% 2,500人/20,395人）

（※前回、市で直接実施した次の調査は行わず、利用実績の推移等で量の見込みを算出する。）

- ・幼稚園に通う子どもがいる世帯への調査（H25調査4,054件）
- ・認可外保育施設を定期的に利用している子どもがいる世帯への調査（H25調査25施設）

(2) 調査時期及び方法

- ・11月下旬から12月初旬に実施する。
- ・未就学児童（0～5歳児）： 郵送による調査
- ・就学児童（小学校1～6年生）： 全小学校（全学年）を通じ各世帯へ調査

(3) 調査項目（別紙資料のとおり）

国が示す作業手引き及び標準的な調査票を基本とするとともに、次の項目について設問を追加する。

設問	項目	理由
問14-1	選択肢追加「5小規模な保育施設について」	国の手引きによる追加
問15-2	設問追加「幼稚園の利用希望について」	
問18, 18-2	設問追加「地域子育て支援拠点事業の利用希望について」	施設数や場所、配置についてニーズを把握する
問31	設問追加「今後さらに充実して欲しい施策について」	第1期計画の施策に係る今後の期待度を把握
問33	自由記載欄の設問修正	

3 スケジュール

年度	月	国	市
30年度	11	基本指針の改正を検討	①子ども・子育て会議【ニーズ調査】
	12		ニーズ調査実施
	1		ニーズ調査の集計・分析
	2		
	3	改正基本指針の公布	②子ども・子育て会議【調査結果】
31年度	4	量の見込みと確保方策の調査	
	5		③子ども・子育て会議【計画方針】
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		④子ども・子育て会議【計画案】
	11		
	12		⑤子ども・子育て会議【計画修正案】
	1		パブリックコメント
	2		⑥子ども・子育て会議【計画案・最終】
	3		

4 参考（根拠法令）

子ども・子育て支援法第61条（抄）

- 1 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成しなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

→ 富山市においても、子ども・子育て支援事業計画を作成するにあたり、その根拠となる需要を把握する必要がある。なお国は、市町村の事業計画に「量（現在の利用状況＋今後の利用希望）の見込」が適切に設定されるよう前回調査時には調査票のひな形を提示している。